

平塚市教育委員会令和7年5月定例会会議録

開会の日時

令和7年5月30日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和7年5月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和7年4月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年4月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「議案第8号 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の解嘱及び委嘱について」は、人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和7年5月1日 児童生徒数について

【報告】

○吉野教育長

5月1日現在の状況を報告するものである。

詳細は、学務課長から報告する。

○学務課長

統計法に基づく学校基本調査により、令和7年5月1日現在の学年別児童生徒数が確定したので報告する。

小学校の学級数については、通常学級数 391、特別支援学級数は資料中に括弧内で表記しているが 118、合計で 509 学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては 1 学級減少、特別支援級においては 4 学級増加している。

次に人数だが、男子 5,430 人、特別支援級の男子 417 人、女子 5,445 人、特別支援級の女子 162 人、男女合計では通常級 10,875 人、特別支援級 579 人で、通常学級と特別支援級の合計の全児童数は、11,454 人となる。昨年度と比較すると通常級の男子は 170 人の減、女子は 43 人の減、合計 213 人減少しているが、特別支援級では、男子は 42 人の増、女子は 14 人の増で、合計で 56 人増加している。全体では 157 人の減少となっている。

中学校の学級数については、通常学級数 167、特別支援学級数 58、合計で 225 学級となっている。昨年度と比較すると、通常学級においては 5 学級減少しているが、特別支援級

においては3学級増加している。

次に人数だが、男子の通常級2,748人、特別支援級181人、女子の通常級2,791人、特別支援級83人で、通常学級の男女合計は5,539人、特別支援級の男女合計は264人で、通常学級と特別支援級の合計の全生徒数は5,803人となる。昨年度と比較すると通常級の男子は86人減、女子は91人減、合計177人減少しているが、特別支援級においては、男子が5人増、女子は9人増、合計14人増加している。全体では、163人の減少となっている。

なお、平成29年度より開所した児童自立生活支援センターには、小学校が3学級、中学校が2学級、特別支援学級が設置され、小学生19人、中学生10人が在籍している。

学校別の児童生徒数の内訳は資料のとおりとなっている。

【質疑】

な し

(2)令和7年度 教育委員会各種研究委託等について

【報告】

○吉野教育長

令和7年度の各種教育研究委託等を報告するものである。

詳細は、教育研究所長から報告する。

○教育研究所長

令和7年度に教育委員会各課の担当する各種研究委託等について報告する。

始めに、文部科学省関係だが、スクールカウンセラー活用事業は、平塚市内の中学校15校を対象とし、24名の県スクールカウンセラーを配置している。児童生徒へのカウンセリング及び支援、教職員及び保護者に対する助言・援助を行っている。スクールソーシャルワーカー活用事業は、中教育事務所が配置する県スクールソーシャルワーカー3名を、金旭中学校区、横内中学校区、崇善小学校に派遣している。スクールソーシャルワーカーは、困難を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築、連携・調整等を行っている。昨年度までは3中学校区に派遣していたが、1人が1日に複数校を巡回する形では有効な活用が難しいという学校からの意見を受け、派遣の在り方について検討し、スクールソーシャルワーカー1名については小学校1校に派遣することとした。小学校に派遣することで課題の早期発見、早期対応を図っていく。

続いて、神奈川県教育委員会関係だが、よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業は、特別の教科 道德を要とした道德教育をより充実させることを目的に、教職員の研修会や児童生徒対象の講演会等の取組を進めるもので、今年度、記載の4校が委託を受ける。

続いて、平塚市教育委員会関係の事業だが、まず教育指導課の事業について、幼保小中連携学習研究会は、幼稚園・こども園・保育所・小中学校の指導の一貫性を図るため、指導の在り方や指導上の問題点等について研究協議し、相互に理解を深め、連携・交流を推

進することを目的としている。今年度は、大原小学校と大住中学校で実施する。

次に教育研究所の事業について、幼稚園・小・中学校研究推進事業は、今年度、特別研究委託校を7校、学校研究委託校を小・中学校28校、幼稚園・こども園1園を選定し、実施している。特別研究委託校については、授業公開等を行い、他校の教員を交えて学校研究を進めていただいている。研究の成果については、教育研究所の広報紙「平塚教育」に実践報告を執筆していただくなどして、学校等に周知している。調査研究部会については3つあり、授業づくり研究部会は、令和の日本型学校教育の実現に向け、これからの時代に求められる「一人一人の子どもを主語にした授業づくり」について、調査・研究を行う予定である。学級経営研究部会は、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるために、学級経営の充実について調査・研究を行う予定である。個人・グループ研究部会は、教員の個人の研究課題について討議し、各自の資質や指導力の向上を目指すものである。

最後に子ども教育相談センターのスクールカウンセラー派遣及びスクールソーシャルワーカー派遣事業についてだが、スクールカウンセラーは、分校を除く平塚市立小学校及び中学校7校に配置する。中学校については、文部科学省のスクールカウンセラー活用事業と市の派遣で全校複数配置となっている。スクールソーシャルワーカーについては、今年度常勤職員が1名増員となった。派遣要請のあった学校に派遣する形にしている。

【質疑】 な し

(3)令和6年度教育相談統計等の報告について

【報告】

○吉野教育長

昨年度の実績を報告するものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

令和6年度、当センターで受けた相談の総数は561件、前年の令和5年度と比較して93件の減となっている。昨年度は15件の減と報告したが、今回は93件と大幅な減少となっている。減少の理由は、各学校での教員の日ごろの丁寧な取組の成果であると思うが、加えて、県スクールカウンセラーの増員も挙げられると考えている。令和4年度まで、平塚市には分校を除く15中学校に1名ずつ、計15名が配置されていたが、令和5年度より、8名増員された。さらに令和6年度から、県の取組により、オンライン面談を行うスクールカウンセラーも1名配置された。これにより、中学校には市のスクールカウンセラーと合わせて2、3名と、複数派遣することができた。また、これまで小学校には市スクールカウンセラーを1名派遣していたが、比較的相談件数が多い小学校には市スクールカウンセラーを2名派遣することが可能となった。

もう一つの要因として、昨年度、県の校内教育支援センター等への支援員派遣事業により、各中学校に支援員が派遣された。不登校または不登校傾向にあっても支援員がいる教室なら登校できる、また教室にいることに不安でも、支援員がいる教室ならいられるといった生徒への支援が行われた。

このような様々な取組により、校内の支援体制が充実したことが、相談件数の減少につながっているのではないかと考えている。

相談内容別に見ると、「不登校」の相談は来所相談 149 件、電話相談は 87 件と多く、全体の 4 割程度となり、不登校で心配されている保護者が多いことが表れている。

2 ページ目の左上、「令和 6 年度 教育相談実施統計」だが、来所相談 313 ケースに対する面接や遊戯療法を、延べ 3,104 回実施し、令和 5 年度より 770 回の減となっている。来所相談は令和 5 年度と比較して、21 件減少しているので、面接等の実施回数も減少している。

来所相談実施結果一覧にある「終結」の多くは卒業によるもので、一度相談につながると、長くかかわりを求める保護者の傾向は続いている。保護者や児童生徒がセンターでの相談を大切に考え、相談が安定して継続していることの表れと考えている。

左中段は、当センターの 2 階にある、「教育支援室くすのき」の統計である。この教室は、不登校の児童生徒が、専任教員や指導員との相談や指導、臨床心理士等との心理面接などの支援を受けながら社会的自立を目指す、国のいう「教育支援センター」の機能を持つ教室である。昨年度は、正式通室生徒は 12 名、前年度より 11 名減少している中学校卒業の 8 名は、3 月までくすのきで過ごし、公立高校全日制及び私立高校サポート校に進学した。

次に巡回相談訪問状況についてだが、前年度の依頼件数は 435 件であったが、令和 6 年度は 431 件、令和 5 年度と比べて 4 件減少している。巡回相談は、こども家庭課発達支援室くれよんと行っている事業であり、就学前から支援を必要とする幼児に対して支援を行い、入学後についても継続して支援をしているものである。入学後、全ての小学校を年 2 回巡回し、保護者の承諾を得た対象児の様子を観察し、支援について助言を行っている。年 2 回の巡回で対象となった児童の合計が 431 人となっている。就学前の早期から支援を行い、その支援を入学後も希望する保護者が多いことがうかがえる。

右上は、特別な支援を必要とする児童生徒の就学の間についての相談である、就学相談の件数で、前年度より 47 件増の 278 件となっている。

その他、不登校訪問相談、相談支援チーム学校訪問、スクールソーシャルワーカー活動状況については、学校からの依頼状況等により増減するものであるが、支援を必要とする児童生徒に必要な支援が届くよう対応していく。

最後に 3 ページ目、スクールカウンセラーの教育相談件数統計だが、全て延べ人数となっている。本市独自に採用した 13 名のスクールカウンセラーを、小学校 28 校、および中学校 7 校に派遣した。県のスクールカウンセラーは先ほど説明したとおり、15 校に派遣しており、そのうち 8 校には 2 名派遣している。市と県のスクールカウンセラーを合わせた学校への派遣の回数は、小学校は週に 1 回から 2 回、中学校は 2 回から 3 回程度となっている。

相談件数は表のとおりである。県のスクールカウンセラーが令和 5 年度以降増員されたこともあり、件数は増加している。また、相談者は児童生徒、保護者よりも教職員が多い

状況は例年どおりである。校内で支援にあたる先生方が相談できる有効な人材として、今後もスクールカウンセラー事業の充実を図っていく。

【質疑】

○大野委員

3 ページのスクールカウンセラーの教育相談件数統計の表を見ると、相談件数の延べ人数は 15,421 人とある。延べ人数のため、同じお子さんについて複数回の相談があったものとは思いますが、先ほど報告があった令和 6 年度の児童生徒数が約 16,000 人であったことを考えても、多くの相談が寄せられていることがわかり、改めてスクールカウンセラーが学校を支えているということがわかった。また、2 ページ右下のスクールソーシャルワーカーの活動状況から、スクールソーシャルワーカーが果たす役割も非常に大きいと実感した。

不登校を始め、それぞれが抱えている課題や問題に対しては、1 人 1 人に寄り添ったきめ細やかな対応を行う必要があり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの教育相談は今後更に必要性が高まっていくと思う。

子ども教育相談センターとして、現在及び将来に向けた教育相談について、力を入れていきたいところや課題など考えがあれば教えてほしい。

○子ども教育相談センター所長

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動状況を見ると、やはり求められているものは大きく、更なる充実に努めていきたいと考えている。

令和 6 年度は、子ども教育相談センターへの相談件数が減少したが、その要因としては、県のスクールカウンセラーが増えたこと、不登校児童生徒への支援員が配置されたことが大きいと思っている。人材の配置により学校での対応が充実し、早期発見、早期対応が可能となり、その有効性についてもわかってきたところである。このことから、体制の維持や充実に努めたいと思う。

なお、センターでは相談数が減少したが、これにより、待ち時間が減る、複雑で困難なケースにセンターとして対応できるようになっている。

○大野委員

相談したい人がすぐに相談できることはありがたいことであり、早期発見にもつながると思う。今後も関係課や関係機関と協力し、平塚の子どもたちが安心して学び安心して過ごせるよう努めていただきたい。

○菅野委員

3 点伺う。1 点目、資料 3 ページの市のスクールカウンセラーについてだが、13 名が市内小学校 28 校と中学校 7 校で来所相談と電話相談を行ったとある。スクールカウンセラーの訪問先となる学校は固定なのか。例えば月曜日はこの人で、木曜日は違う人など、複数のカウンセラーに相談できる体制が有効という話も聞くので、学校のニーズに応じてそのような対応ができる仕組みがあるか教えてほしい。

2 点目、近年オルタナティブスクールやフリースクールが増えてきていると思うが、そ

ういった場所に通う児童生徒を子ども教育相談センターでは把握しているのか。

3 点目、支援員について、稼働率など活動に関する統計を把握していれば教えてほしい。

○子ども教育相談センター所長

1 点目、スクールカウンセラーの派遣が週に 1 回の学校については、同じスクールカウンセラーが訪問しているが、2 回行く学校については曜日によって人を変えている。

2 点目、フリースクール等へ通っている児童生徒数については把握していないが、どういった施設があるかなど情報収集を行っている。

3 点目、校内での支援員の活用については、数字的な統計はないが、コーディネーター担当者会等で情報共有をしており、様子を把握している。

○小林委員

不登校の相談件数だが、149 件来所があり、訪問相談実施件数は 2 件で 59 回となっている。電話相談は 87 件となっているが、それに対応、改善できているということか。

○子ども教育相談センター所長

教育相談として、2 週に一回継続して来所いただいており、そこでお子さんの様子など確認し、対応するケースがほとんどになる。

訪問相談は、教育相談を通して訪問相談員がその後家庭に行って子どもと対話するもので、そこまで至ったケースは 2 件ということになる

(4)令和6年度就学相談・指導のまとめ

【報告】

○吉野教育長

昨年度の実績を報告するものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

平塚市教育支援委員会の令和 6 年度審査が終了し、統計がまとまったので報告させていただく。

先ほどの相談統計の報告で、「就学相談の件数が 278 件」と伝えたのが、①の表に当たるところで、新就学、学校からの依頼、また市外からの転入により相談に至ったケース全てを合わせたものが 278 件となる。その中から、③の表にあるとおり、平塚市教育支援委員会で審査を行った、新就学児と在籍児童生徒は合計 182 名となり、前年度よりも 17 名増加している。④の表は審査結果の内訳である。通級による指導を受けることが適とされた児童が 4 名、特別支援学級 162 名、特別支援学校 16 名であった。その他、市外からの転入等、22 件について事務局判断を行った。表の下段にある「新就学または各学校から相談のみ」は、相談は行ったものの、保護者が通常の学級に在籍することを希望し、審査にはかけな

かった件数である。

通級指導教室に関しては、⑤の表のとおりである。

これらの審査結果を受け、今年度5月1日現在、特別支援学級在籍児童生徒数は843名となっている。昨年度より、小学校は56名、中学校は14名、計70名の増加となる。また、今年度通級による指導を受けている児童は、ことばの教室まなびの教室合わせて208名である。

【質疑】

な し

(5)その他

な し

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第2号 令和6年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

6月4日から開会される市議会6月定例会への令和7年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額だが、歳出を2億226万1千円の増額を計上している。

はじめに、10 款 教育費のうち、1 項 教育総務費、3 目 学校給食費、「3 学校給食管理事業」だが、学校給食費管理システムについて、コンビニ収納に係る公金収納代行業者の変更に伴うシステム改修を行うため、12 節 委託料を35万2千円増額補正する。

続いて、5 項 社会教育費、2 目 公民館費、「2 地区公民館整備事業」だが、金田公民館大規模改修工事を行うため、12 節 委託料を1,051万7千円 14 節 工事請負費を1億7,359万2千円増額補正する。

次に、「2 地区公民館管理運営事業」だが、金目公民館体育館のひび割れ修繕を行うため、14 節 工事請負費を1,780万円増額補正する。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)その他

な し

**3 議案第9号 平塚市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則について**

【提案説明】

○吉野教育長

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するものである。
詳細は、学務課長から説明する。

○学務課長

改正内容は新旧対照表のとおりとなる。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮の刑に代えて拘禁刑が創設されたこと等に伴い、関連する規定を整備するものである。

第1条の2中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

なお、施行日は令和7年6月1日となる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第10号 令和8年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について

【提案説明】

○吉野教育長

令和8年度に平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択のあり方について定めるものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

この教科用図書の採択の在り方については、一般的に「採択方針」と呼ばれているもの

である。こちらについて、括弧内は省略し読みあげさせていただく。

「平塚市教育委員会は、令和 8 年度平塚市立小・中学校で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 13 条及び 14 条の規定に基づき、平塚市教科用図書採択地区とし令和 8 年度に平塚市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行う。但し、小・中学校用教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録」に登載されている教科用図書のうちから採択する。なお、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択は、新たな図書を採択することができる。採択に際しては、神奈川県教科用図書選定審議会や平塚市教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を十分に参考にし、学習指導要領に基づいて、学校・児童生徒・地域等の特性を考慮し、且つ公正確保に努める。さらに、採択後の情報の公開に配慮する」。

この採択方針の前段 7 行は、令和 8 年度から使用する、小学校と中学校の教科書を平塚地区として採択する、ということを述べている。

教科書の採択は毎年行うものである。ただし、一度採択替えが行われた教科書は、法令により 4 年間は同じ発行者のものを使用することが定められている。

小学校の教科書は、令和 5 年度、中学校の教科書は令和 6 年度に採択替えが行われたので、令和 8 年度は現在と同じ教科書を使用することになるが、採択は行い、国へ需要数を報告し、無償給与を受ける、という流れは必要ということになる。

続いて、文 8 行目以降の、「但し、」以下の部分では、教科書は、教科書目録に登載されている教科書のうちから採択する、ということについて示している。

なお書き以下だが、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書採択は、新たな採択をすることができることを示した部分である。また、終わりの 4 行は、十分な調査研究、公正確保、情報公開に向けた方針を示している。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 陳情第1号 専門スタッフによるオンライン授業の促進について改善を求める陳情

【提案説明】

○吉野教育長

令和 7 年 3 月 28 日付で、提出された陳情について、教育委員会令和 7 年 4 月定例会で「継続審査」としたので、再度審議するものである。陳情の内容について、改めて教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

前回と同様の説明になるが、本陳情は平塚市教育委員会会議規則第 19 条に基づき提出されたものとなる。

令和 7 年 3 月 28 日付で、化学物質から健康を守る平塚の会から「専門スタッフによるオンライン授業の促進について改善を求める陳情」が提出された。この陳情の趣旨は、「教職員にオンライン授業への対応を求めるのは負担が大きく、オンライン授業に対応する専門職員の配置を求めること」であり、その理由として 3 つの内容が述べられている。

1 点目は、「オンライン授業の実施が各学校における裁量に依拠しており、対応に差異がある」ということ、2 点目は、「児童生徒に直面し授業を行う教職員にオンライン授業への対応も求めることは負担が大きく、専門職員の配置が望ましいと考える」ということ、3 点目は、「オンライン授業は単なる代替措置ではなく、近年増加する通学が難しい児童生徒の「学習機会の保障」「居場所」としての観点からも重要と考える」ということである。

以上の理由により、陳情書の標題下の陳情事項に記載のとおり、1 点目、「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」。2 点目、「教職員の負担を軽減するためオンライン授業に対応するスタッフや職員の配置を求める」。3 点目、「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことを陳情されている。

○吉野教育長

教育指導課長から陳情の内容についての説明があったが、委員の意見を伺いたいと思う。4 月の教育委員会定例会の際に大野委員から意見があった国や他自治体などの動向について、まずは教えていただきたいと思います。

○教育研究所長

新型コロナウイルスの感染者数が急速に増加していた頃、文部科学省から「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について」という文書が発出され、「非常時にあっても児童生徒等の学びを止めないという観点から」、「登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し」、「児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要である。」との記述があり、「遠隔・オンライン教育をはじめ ICT を活用した学習指導等を積極的に実施すべく早急に組織的な取組を進められたい」との事務連絡があった。

その後、コロナ禍が過ぎてから発出された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」の文書では、「不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で 1 人 1 台端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の遅れを取り戻すことが期待される。」との記述があり、オンラインでの学習支援が取組の一つとして有効であることを示唆しているものと思う。

他の自治体の動向だが、県教育委員会では、児童生徒の新たな居場所として「メタバース空間」を活用して、様々な事情によって家から出ることが難しい児童生徒への支援を、フリースクール等のスタッフが行う事業を始めている。また、陳情にも記載されていた熊本市で実施されているフレンドリーオンライン事業では、学校への登校が難しい児童生徒

への学習支援として、ICTを活用したオンライン学習支援を行っている。小学校、中学校それぞれに拠点校を1校設置し、そこにオンライン配信用のスタジオを複数作って配信を行っている。ホームページを見ると、拠点校の専門スタッフは3人から6人くらいいるようだが、拠点校の所属職員が空き時間に配信を担当することもあるようである。基本時間割が決まっていて、学習アプリを自分のペースで学んだり、チャット機能で専門スタッフである支援員とやり取りをしながら学習を進めたりするようである。

○増井委員

昨年度の教育委員会定例会でも報告を受けているが、協議に当たって確認しておきたいと思う。直近の平塚市の不登校児童生徒の人数と傾向について、どのような状況になっているのか。

○教育指導課長

令和5年度の市内小学校の不登校児童数は253人、中学校は406人で、平成28年度から、小中学校ともに年々増加している。

○小林委員

不登校児童生徒に対する現在の対応について教えていただきたい。

○子ども教育相談センター所長

不登校の要因は様々であり、複数の要因が絡みあっていることもあるので、学校全体がチームとして対応することは勿論のこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、子ども教育相談センター、こども家庭課や児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、多くの目で見守り、継続的な支援に取り組んでいる。また、令和6年度より、不登校児童生徒とスクールカウンセラーとの、対面でのカウンセリングが困難な場合に、オンラインによる面談の取組も実施している。

○大野委員

陳情によれば、オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求めるとあるが、各学校ではオンライン授業についてどのような対応をしているのか。また、例えば全校のうち何校程度がオンライン授業を実施できているのか、その内容にどのような差があるのか、教えていただきたい。

○教育研究所長

教育指導課、教育研究所、子ども教育センターでは、令和4年9月に市内各校に対して、「非常時等における新しい教育様式の実践と留意事項について」という通知を発出しており、オンライン授業を含めたタブレット端末を活用した取組を積極的に行い児童生徒の学習を保証することをお願いしてきた。

昨年度、市内の小学校では全体の約5割の学校が、中学校では全体の約3割を超える学校が、タブレット端末のビデオ会議システム等を活用した遠隔教育を実施しており、登校

することが難しい児童生徒に対して実施しているオンライン授業もこの中に含まれていると承知をしている。特に全校に共通したオンライン授業に関する基準は設けていない。それは、不登校児童生徒への支援は個々に応じたきめ細やかな対応が求められるためである。対象となる児童生徒にあわせた個別支援や教材配信を行っている学校もあれば、学級全体の授業等をリアルタイムでつなぐ学校もある。学校の状況や対象となる児童生徒の状況等に応じて学校間で実施している内容に差があることは認識している。

○菅野委員

教職員の負担を軽減するためオンライン授業に対応するスタッフや職員の配置を求めるとあるが、教職員の負担について、オンライン授業の実施によって日常業務にどのような影響が出るか、業務量の増加は、どの程度と認識されているか。

○教育研究所長

通常の授業準備に加え、家庭との連絡、通信環境の確認などの業務負担が考えられる。特に、授業中にＩＣＴ機器のトラブルが起きた際の対応や、双方向通信の管理などは、教員１人では難しい場面も見られる。また、ＩＣＴ機器の取扱いに慣れている一部の教員に負担が集中する傾向もある。

○増井委員

不登校児童生徒へのオンライン学習等を学校が実施することに対する支援体制について伺う。現状、どういった方法で対応が行われているのか、オンラインツールが活用されているのか教えていただきたい。また、オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置について、考えを教えてください。

○教育研究所長

現時点では、主に学校単位での対応となっており、生徒、保護者の希望に応じて、個別に家庭へ課題を届けるなど、電話や面談を通じた学習支援もあれば、オンラインでの面談や授業のライブ配信をしている例もある。これらの対応は、対象となる児童生徒の状況によって異なっていると承知している。教育研究所では、オンライン授業の動画マニュアルを掲示したり、オンライン授業用のアカウントを作成したりして、実施しやすい環境を整えている。また、オンライン授業については実施したいが活用や接続の方法について困っていると学校から相談があれば、指導主事や職員が助言する。しかし、先ほど申し上げたように教職員の負担やＩＣＴ支援員が各校に常駐していない等を考えると、支援策についてさらに研究は必要であると認識している。

オンラインツールについては、自分のペースで学習に取り組めるオンライン学習ドリルや、課題の配信及び自宅で取り組んだ課題の提出等が可能な授業支援ソフトが導入されており、学習支援に活用している。

○増井委員

不登校児童生徒へのオンライン学習で課題となるのは何か。

○教育研究所長

人的資源の確保、財源の確保、教職員への研修や保護者への周知や協力の依頼、通信環境の整備など、多方面にわたる準備が必要になる。

○吉野教育長

それでは、質問いただいた内容を踏まえ、各委員の意見を伺う。

○菅野委員

陳情の趣旨である、不登校や登校困難な児童生徒への支援体制の充実については、全く同感である。きめ細やかで一人一人に応じた対応が求められており、世間でも様々な取組がされているようで、遠隔操作で動かすロボットが不登校支援に使われているとも聞く。教育の機会均等という観点からも重要な課題だと思う。1点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」ことについては、「採択」でよいと考える。しかし2点目の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置を求める」ことについては、熊本市のような先進的な取組は、国の補助金や民間との連携によって成り立っており、本市が同等の体制を単独で構築するのは難しいとも感じる。持続可能な仕組みとして制度化するには、相応の準備と段階的な導入が必要だと考える。2点目については「不採択」とせざるを得ないと思うがいかがか。また、3点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」については既に行われているので「不採択」でよいのではないか。

○大野委員

1点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」ことについては「採択」でよいと考える。学校対応にならないよう、引き続き関係課に学校を支援いただきたい。2点目の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置」については現場の視点から言えば、教職員は既に多くの業務を抱えており、これ以上の負担が増えるのは非常に厳しい状況である。人的にオンライン対応する余力がない学校もある。ICT支援員や外部人材の協力なくして、オンライン授業を制度的に導入することは難しいと思うが、スタッフや職員の配置となると教員免許や一定の技術を有する者がその役割を担う必要があると思っている。子どもの数だけある不登校対策の一つではあるが持続可能な仕組みとしては難しいのではないか。2点目については「不採択」と考える。また3点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことについては菅野委員と同様に既に行われているので「不採択」でよいと思う。

○増井委員

支援が必要な子どもたちへのオンラインツールの提供は望ましいことだと思う。また、説明を聞いて、現在も各校工夫しながら通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用して支援がされているようで3点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことについては「不採択」でよいと考える。一方で2点目

の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置を求める」ことについては、本当にそれを必要としている児童生徒がどれほどいるのか、不登校でない児童生徒が通常の対面での授業に代えてオンライン授業を選択してしまうケースもあるのではないかと危惧している。私も２点目については「不採択」と考える。

１点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」ことについては、学校で実施に際し課題があれば関係課に支援をお願いするということで「採択」でよいと考える。

○小林委員

保護者としても、オンラインによって子どもが学校とつながっていられるという安心感は大いと思う。また、教育へのＩＣＴ活用は時代の流れに沿った重要な取り組みだと感じる。ただ、現在でも学校側は個別に配慮してくれていて、各学校の裁量に依存し、対応が分かれないう関係課で支援がなされているようだが足りないところがあれば引き続き支援をいただきたいので、１点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」ことについては「採択」でよいのではないかと考える。また「オンラインツール」は現在、ソフトが導入され、ケースごとに柔軟な対応がされているので３点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことについては「不採択」でよいと考える。２点目の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置」については、他の委員からもお話あったが、持続可能性と不登校でない児童生徒が通常の対面での授業に代えてオンライン授業を選択する可能性も想定すると「不採択」でよいのではないかと考える。

○吉野教育長

各委員からの意見を総合すると、不登校児童生徒への支援策の充実を図る必要性については皆さん感じていらっしゃるということが確認できた。現在、各学校の裁量で対策を図っていただき、対応が分かれないう関係課で学校を支援している状況だが、学校が課題を抱えているのであれば、教育委員会の方でさらに支援を充実していく必要があると思う。よって、１点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」については「採択」。２点目の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置」については、専門性を有するスタッフや職員を持続的に配置していくことの難しさ、また不登校でない児童生徒が通常の対面での授業に代えてオンライン授業を選択する可能性などを考慮すると「不採択」。３点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことについては、現在すでに実施されていることから「不採択」でよいのではないかと考える。

以上のことから、本陳情については、３項目にわたることから、１点目の「オンライン授業が各学校の裁量に依存し、対応が分かれることに改善を求める」については「採択」、２点目の「オンライン授業に対応するスタッフや職員の配置」と、３点目の「通学が困難な児童生徒の対応にオンラインツールを活用するよう求める」ことについては「不採択」とする「一部採択」ということでよろしいか。

【結果】

全員異議なく「一部採択」とされた。

6 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第8号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

7 議案第8号 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員の解囑及び委囑について

【結果】

教育長及び教育総務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会5月定例会は閉会する。

(15時10分閉会)